

令和5年度寒河江市さがえ未来人材育成支援事業補助金 審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和5年度寒河江市さがえ未来人材育成支援事業補助金募集要項に基づき応募のあった事業に対し、同要項の規定により審査を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(審査基準)

第2条 審査基準は、別表第1に定めるとおりとする。

(総合評価)

第3条 総合評価は、別表第2に定めるとおりとする。

附 則

この要領は、令和5年1月27日より施行する。

別表第1

	評価項目	評価方法					評価のポイント
		S	A	B	C	D	
1	人材育成の 効果	S	A	B	C	D	派遣で行う事業内容が、人材育成につながる内容となっているか。
2	課題設定の 適切性	S	A	B	C	D	社会課題や企業課題が明確に分析されているか。
3	実施内容の 適切性	S	A	B	C	D	派遣先で行う事業内容が、課題解決に資すると認められる取り組みであるか。
4	競争力の強化	S	A	B	C	D	事業の実施により、補助対象者の経営力や技術力の強化が期待できるか。
5	事業の継続性	S	A	B	C	D	補助事業を継続して実施できると認められる取り組みであるか。
6	地域経済や 産業界への 波及効果	S	A	B	C	D	事業の実施により、地域経済や産業界への波及効果が期待できるか。

別表第2

評価	評価基準
S評価	評価項目の全ての項目が「A」以上であること。
A評価	評価項目の全ての項目が「B」以上であり、うち2項目以上が「A」評価以上であること。
B評価	評価項目の全ての項目が「B」以上であること。
C評価	評価項目の全ての項目が「C」以上であり、うち3項目以上が「B」評価以上であること。
D評価	上記に該当しない場合